

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴をすることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の秩序維持が困難であると認められる者

(会議の傍聴の方法)

第4条 会議の傍聴をすることができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会議の都度、委員長が定める。

- 2 傍聴の受付は、会議開始の30分前から先着順に行う。
- 3 受付開始時に第1項に規定する定員を超える傍聴の希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定することができる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次に掲げる遵守事項を守り、委員長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、委員長の許可を受けた者は、この限りでない。
- (4) 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対し、批評を加え、拍手その他の方法により可否を表明したりしないこと。
- (5) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

(会議開催の事前公表)

第6条 会議の開催に当たっては、その公開・非公開にかかわらず、開催日の1週間前までに次に掲げる事項を記載した文書を、情報公開コーナー、市のホームページ等で公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(4) 公開・非公開の別（非公開の場合は、非公開とする理由）

(5) 傍聴者の定員及び傍聴手続

(6) その他必要な事項

（会議結果の公表）

第7条 会議終了後、委員会事務局は、速やかに議事概要等を作成し、情報公開コーナーで閲覧に供するとともに、ホームページへの掲載等を積極的に行うものとする。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴者が傍聴の際、この要綱に違反したとき、又は委員長の指示に従わず、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。